

第231回三重県開発審査会 審議概要

令和4年11月25日(金) 14時15分～

三重県勤労者福祉会館 研修室

三重県 (事務局)	<p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>コロナ感染症対策としまして、マスクをしたままでの発言をお願いします。また、窓を少し開けて、常時換気をしますので、ご理解、ご協力お願い申し上げます。</p> <p>【～委員改選の報告等～】</p> <p>次に開催に先立ちまして、委員の改選の報告をさせていただきます。</p> <p>前回の開発審査会までご就任いただいております第26期の委員の皆様におかれましては、令和4年9月13日をもって任期満了となりました。第27期は、引き続きお世話になる委員に加え、鶴田委員と小野寺委員を新しい委員としてお迎えしています。</p> <p>それでは、全ての委員に一言お願いさせていただきます。</p>
委員	<p>7名の委員の自己紹介。</p>
三重県 (事務局)	<p>【～会長互選～】</p> <p>次に、改選ということで改めて会長を選任する必要がございます。三重県開発審査会条例第3条第1項の規定に基づき、審査会の会長は委員の互選により定めることとなっています。委員の皆様、会長の選任についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>引き続き、田中委員に会長をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
三重県 (事務局)	<p>それでは、会長には田中委員にご就任いただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>はい。</p>
三重県 (事務局)	<p>田中委員、会長としてよろしく申し上げます。</p> <p>改めまして一言ご挨拶願えますでしょうか。</p>
会長	<p>【～会長代理指名～】</p> <p>会長にご選任いただきました田中です。</p> <p>まず、三重県開発審査会条例第3条第3項により、会長職務の代理者をあらかじめ指名しておくこととなっていますので、代理者を中平委員にお願いしたいと思います。中平委員、お願いできますか。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p>

三重県  
(事務局) それでは、今から実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は全員出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

また、本日も審議いただきますのは包括議決案件が115件となっています。三重県27件、津市16件、松阪市21件、桑名市13件、鈴鹿市38件です。なお、本審査案件は、ありません。審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、今回は全て公開となります。

なお、本日の傍聴者は、ありません。

それでは、条例第4条第1項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会長 まず、前回、第230回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。  
事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等がございますでしょうか。

会長 ないようですので、これにて第230回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まず三重県分から説明をお願いします。

三重県  
(処分庁) (包括議決案件 27件の報告)

会長 ご質問等ございませんか。  
それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市  
(処分庁) (包括議決案件 16件の報告)

会長 ご質問等ございませんか。

委員 開発許可の履歴が確認できなかった、確認できる書類がなかったということですが、書類の保管期間が過ぎていたからなのか、そもそも書類がなかったのか、どちらなのか。

津市  
(処分庁) 許可台帳などは永久保管していますが、その中で確認できませんでした。台帳の記載漏れという案件が存在するのが現実で、台帳に記載がないことのみをもって、違反と断定できなかったということです。

会長 ほかに、ご質問・ご意見等ございませんか。  
それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。

松阪市 (包括議決案件 21件の報告)

(処分庁)	
会 長	ご質問等ございませんか。
会 長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑 名 市 (処分庁)	(包括議決案件 13件の報告)
会 長	ご質問等ございませんか。
委 員	桑名市では提案基準28で許可されていますが、他の市だと提案基準23で許可されています。なぜ、桑名市では、提案基準28なのか。
三 重 県 (事務局)	提案基準23は三重県、津市、松阪市及び鈴鹿市に適用する基準で、提案基準28は桑名市にのみ適用する基準となっています。提案基準23は、桑名市には適用されません。
委 員	警察職員住宅から一般職員住宅への用途変更とありますが、一般の県職員用の住宅になるということですか。
桑 名 市 (処分庁)	会社の寮として使用されます。
会 長	ほかに、ご質問・ご意見等ございませんか。 それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 38件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	鈴鹿市は、県や他の市に比べ件数が多いようですが、何か鈴鹿市特有の要素があるのですか。
鈴 鹿 市 (処分庁)	正直申し上げまして、理由はわかりません。 データを見てみると、平成24年以降のデータですが、やはり鈴鹿市は他市よりも件数が多いです。平成21年に人口のピークを迎えた以降、人口は減っていつていますが、世帯数は減っていません。住宅建築数もごく最近までは減っていませんでした。 鈴鹿市の件数が多いのは、住宅建築もさかんに行われていることかとも思われますが、正直なところ詳細は不明です。
会 長	ほかに、ご質問・ご意見等ございませんか。 それでは、三重県27件、津市16件、松阪市21件、桑名市13件、鈴鹿市38件の包括議決案件の報告を終了します。
会 長	以上で本日の審議はすべて終了となりますが、その他に何かございますでしょうか。

それでは、これもちまして第231回三重県開発審査会を終了といたします。